

○緊急自動車等の事務取扱要領

昭和53年12月27日

埼例規第41号・交企

警察本部長

緊急自動車等の事務取扱要領の制定について（例規通達）

道路交通関係法令の改正に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、昭和54年1月1日から実施することとしたので事務の取扱い上誤りのないようにされたい。

なお、「緊急自動車等の事務取扱要領」（昭和47年埼例規第1号・交企）は廃止する。

別添

緊急自動車等の事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第13条及び第14条の2に規定する緊急自動車若しくは道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定又は届出等の事務処理に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定申請等に必要な書類

緊急自動車等の指定申請及び届出（以下「指定申請等」という。）に必要な書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）第4条第1項に規定する申請書又は同条第2項に規定する届出書（以下「申請書等」という。）
- (2) 新規に自動車を購入した場合は道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第33条第1項の規定による譲渡証明書の写し又は指定申請等に係る自動車の車名、型式及び車台番号を証明する資料
- (3) 既に登録されている自動車については、車両法第60条の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の自動車検査証記録事項が記載された書面（自動車検査証の原本を除く。）
- (4) 自動車の車体及び装備並びに塗色の状況を明らかにした図面又は写真
- (5) 緊急自動車の指定申請等については令第13条に、道路維持作業用自動車の指定申請等については令第14条の2に規定する使用者及び用途を証明する資料
- (6) 初めて緊急自動車等の指定申請等をしようとする者からの指定申請等の場合は、指定申請等の理由及び当該指定申請等に係る自動車の運用体制を記載した書面並びに当該自動車を適正に使用することを誓約する書面
- (7) 緊急自動車等の増車に係る指定申請等の場合は、増車の理由及び増車しようとする自動車の運用体制を記載した書面
- (8) (1)から(7)までの規定により作成した書類の副本1通

第3 指定申請等書類の取扱い

1 交通総務課長の措置

- (1) 指定申請等の書類の受理は、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）が行うものとする。
- (2) 交通総務課長は、警察署長（以下「署長」という。）を経由して、指定申請等の書類を受けたときは、次の事項について審査し、受理の可否を決定するものとする。
 - ア 当該書類の記載事項及び添付資料の内容
 - イ 緊急自動車等に必要な装備等の有無
 - ウ 緊急自動車等の必要性の有無
- (3) 交通総務課長は、(2)の審査結果により次の措置をとるものとする。
 - ア 当該申請等に係るものが、緊急自動車等として法令の規定に適合するときは、申請書等に受理の証明をしたもの（以下「指定申請等受理証明書」という。）を署長を経由して申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）に交付すること。
 - イ 当該申請等に係るものが、緊急自動車等として法令の規定に適合しないものであるとき又は緊急自動車等の必要性が認められないときは、指定申請等の書類を署長を経由し申請者等に返戻すること。この場合、指定又は届出確認できない理由を当該申請者等に告げること。

2 署長の措置

- (1) 署長は、指定申請等書類の提出があつたときは、記載事項及び添付書類の不備等を調査のうえ、支障がないと認めるときは、これを受け付けるものとする。ただし、提出書類に不備があると認めたときは、申請者等を指導し、変更又は補正させて受け付けること。
- (2) 署長は、指定申請等書類を受け付けたときは、速やかに正本を交通総務課長に送付し、副本を警察署において保管するものとする。
- (3) 署長は、交通総務課長から指定申請等受理証明書を移送されたときは、当該書類を申請者等に交付するとともに、次の事項を教示するものとする。
 - ア 関東運輸局埼玉運輸支局又はその出先事務所に当該自動車とともに、指定申請等受理証明書を提示し、当該自動車が緊急自動車等として、道路運送車両の保安基準に適合しているものであることの検査を受けること。
 - イ 検査に合格したときは、当該指定申請等受理証明書に、自動車検査証記録事項が記載された書面（自動車検査証の原本を除く。）及び自動車の車体及び装備並

びに塗色の状況を撮影した写真を添え、署長を経由して交通総務課長に提出すること。

- (4) 指定申請等の受付の日時は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条1項各号に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

第4 緊急自動車等の指定証等の交付

緊急自動車等の指定等は、次に掲げる区分により、それぞれの証書を交付して行う。

- (1) 緊急自動車等の指定 細則第4条第4項に規定する別記様式第3の指定証
(2) 緊急自動車等の届出確認 細則第4条第5項に規定する別記様式第4の届出確認証

第5 指定証等の再交付及び返納等

緊急自動車等の指定又は届出の確認を受けた者（以下「指定等を受けた者」という。）からの緊急自動車等の指定証又は届出確認証（以下「指定証等」という。）の再交付申請又は記載事項変更届若しくは返納届は、次に掲げる区分により、それぞれの申請書又は届出書により署長を経由して申請等をさせるものとする。

1 指定証等再交付

指定証等を亡失、滅失、汚損又は破損したときは、細則第5条第1項に規定する別記様式第5の指定証等再交付申請書

2 指定証等記載事項変更届

指定証等の記載内容に変更を生じたときは、細則第5条第2項に規定する別記様式第6の指定証等記載事項変更届

3 指定証等返納届

当該自動車を廃車し、譲渡し、若しくは緊急自動車等として使用しなくなつたとき又は指定証等の再交付を受けた後において紛失した指定証等を発見したときは、細則第5条第3項に規定する別記様式第7の指定証等返納届

実施日（平成2年3月31日埼例規第25号・務）

この例規通達は、平成2年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成14年7月1日埼例規第55号・交企）

この例規通達は、平成14年7月1日から実施する。

実施日（平成24年10月12日交企第813号）

この通達は、平成24年10月12日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和4年1月25日務第209号）

この通達は、令和4年2月1日から実施する。

実施日（令和4年12月23日交総第1012号）

この通達は、令和5年1月1日から実施する。